

「認定の基準」についての指針
— 電気電子製品環境試験 —

JAB RL362:20187

第43版：20187年046月01日
初版：2008年5月1日

公益財団法人日本適合性認定協会

「認定の基準」についての指針－電気電子製品環境試験－

1. 適用範囲

この指針は、JIS Q 17025「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」に適合した試験所（試験事業者を含む 以下「試験所」と言う）であって、恒温・恒湿槽を用いた温度試験又は湿度試験を行う試験所を JAB が認定審査する際に適用する。

2. 恒温・恒湿槽を用いた温度試験又は湿度試験の規格の解釈

2.1 温度試験

恒温槽が空の状態ですべての場所において試験規格に定められた温度範囲（例：JIS C 60068-2-2の6.2項で許容値を拡張しない場合はに定められた設定温度試験温度 $\pm 2\text{K}^{\circ}\text{C}$ ）内であればならない。

槽内の温度の不確かさ推定においては、槽内の温度の時間変動及び空間分布を考慮した不確かさ推定を行い、その結果が試験規格以内であればならない。

2.2 湿度試験

試験規格に定められた湿度範囲（例：JIS C 60068-2-78に定められた設定湿度 $\pm 3\%$ RH）は、恒湿槽が空の状態ですべての場所のうち試験所が定める一点において達成されていなければならない。その確認方法としては、当該一点における湿度の時間変動を考慮した不確かさ推定を行い、その結果が試験規格以内であればならない。

3. 測定の不確かさに関する要求事項

3.1 湿度槽内の湿度の不確かさ推定

湿度槽内の湿度の不確かさ推定においては、恒湿槽が空の状態ですべての場所の不確かさを推定する。従って湿度の空間分布を考慮した不確かさ推定を行う必要がある。

注記 空間分布を考慮した湿度の不確かさ推定は、供試品を置く場所が複数ある場合は必ず推定しなければならないが、その数値は必ずしも試験規格を満足する必要はない。試験規格を満足する必要があるのは2.2項に規定のとおり、1点における時間変動のみを考慮した不確かさ推定結果である。

（参考）湿度の空間分布の推定方法の例として、槽内の蒸気圧は一定であるとして温度分布から求める方法及び槽内の各位置に直接湿度計を置いて測定する方法がある。

3.2 ランダム振動試験の不確かさ

ランダム振動試験（JIS C 60068-2-64）の試験においては振動数及び変位の不確かさ推定を要しない。

3.3 耐水性試験及び塩水噴霧試験の不確かさ

耐水性試験（JIS C 60068-2-18）及び塩水噴霧試験（JIS C 60068-2-11）においては供試品に浴びせる水や塩水の量及び質、並びに浴びせ方の不確かさ推定を要しない。

4. トレーサビリティに関する要求事項

4.1 ランダム振動試験におけるトレーサビリティ要求事項

ランダム振動試験(JIS C 60068-2-64)に用いる加速度ピックアップ及び計測用FFTについてはSIトレーサブルなものを用いる。

4.2 スプリングハンマ試験のトレーサビリティ要求事項

スプリングハンマ試験(JIS C 60068-2-75 第5項)に用いるスプリングハンマについてはSIトレーサブルなものを用いる。

(参考) JIS C 60068-2-75 附属書Bに規定するスプリングハンマ校正方法により試験所内でSIトレーサブルなものにすることは可能である。

4.3 耐水性試験のトレーサビリティ要求事項

耐水性試験(JIS C 60068-2-18)に用いる圧力計、流量計、及びノズル穴測定について検証は必要だがSIトレーサブルなものは要しない。

4.4 塩水噴霧試験のトレーサビリティ要求事項

塩水噴霧試験(JIS C 60068-2-11)においてpH計をチェックする標準液についてはSIトレーサブルなものを用いる。塩水濃度測定及び塩水量測定については検証は必要だがSIトレーサブルなものは要しない。

4.5 乾湿球による湿度測定

温度についてはSIトレーサブルなものであるが湿度については校正されていない乾湿球による湿度測定はSIトレーサブルな測定とはいえない。通風型乾湿計は、温度についてではなく湿度についてSIトレーサブルなものを用いる。

公益財団法人 日本適合性認定協会
〒141-0022 東京都品川区東五反田 1 丁目 22-1
五反田 AN ビル 3F
Tel.03-3442-1217 Fax.03-5475-2780

本協会に無断で掲載内容を引用、転載及び複製することを固くお断りいたします。